

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 静岡市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.4%
全職員	76.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.7%
本庁課長相当職	97.2%
本庁課長補佐相当職	92.6%
本庁係長相当職	96.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.8%
31～35年	95.3%
26～30年	93.9%
21～25年	94.4%
16～20年	89.3%
11～15年	89.8%
6～10年	88.6%
1～5年	89.3%

【説明欄】

職員の給与は、人事委員会勧告を踏まえた条例等に基づき決定しており、制度上は職員の給与の男女の差異はありませんが、諸手当の受給状況や職員区分の構成比、就労形態等により職員の給与の男女の差異が生じています。詳細の要因分析は次のとおりです。

1. 全職員に係る情報

(1) 任期の定めのない常勤職員

・ 女性職員の扶養手当及び時間外勤務手当の平均支給額が、男性職員よりも低いこと。

(男性職員に対する女性職員の割合 扶養手当 21.0% 時間外勤務手当 55.8%)。

・ 女性職員の部分休業取得者及び育児短時間勤務取得者の人数が、男性職員よりも多いこと。

【R6年度実績】 部分休業取得者数 : 女性 219 人 男性 18 人
(教職員除く) 育児短時間勤務取得者 : 女性 71 人 男性 1 人

- ・女性職員の活躍が促進され女性職員の管理職の割合は年々大きくなっていますが、依然として女性職員の管理職の割合が、男性職員よりも小さいこと。

(女性 15.1% 男性 84.9%)

(2) 任期の定めのない常勤職員以外の職員（任期付職員、会計年度任用職員、再任用職員等）

- ・女性職員に占めるパートタイム会計年度任用職員の割合が、男性職員に占める割合と比べ大きく、女性職員の短時間勤務職員の割合が男性職員よりも大きいこと。

パートタイム会計年度任用職員の占める割合

任期の定めのない常勤職員以外の職員 : 女性 77.5% 男性 62.1%

全職員 : 女性 33.2% 男性 12.2%

(3) 全職員

- ・上記(1)(2)の要因と同様です。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

- ・いずれの役職段階においても、女性職員の扶養手当の平均支給額が、男性職員よりも低いこと。

男性職員に対する女性職員の扶養手当平均支給額

本庁部局長・次長相当職 18.1% 本庁課長相当職 22.0%

本庁課長補佐相当職 25.0% 本庁係長相当職 29.0%

(2) 勤続年数別

- ・勤続年数が1年～25年の職員について、女性職員の部分休業取得者及び育児短時間勤務者の人数が、男性職員よりも多いこと。

【R6年度実績】 部分休業取得者数 : 女性 219人 男性 18人

(教職員除く) 育児短時間勤務取得者 : 女性 70人 男性 1人

- ・勤続年数が21年以上の職員について、女性職員に占める本庁係長相当級以上の職員の割合が男性職員に占める割合よりも小さいこと。

本庁係長相当級以上の職員の割合

36年以上 : 女性 43.6% 男性 67.5% 31～35年 : 女性 41.4% 男性 65.4%

26年～30年 : 女性 45.3% 男性 61.9% 21～25年 : 女性 33.6% 男性 62.0%

* 任用期間が短期の職又は勤務時間が短い職で、日額又は時給で雇用をしている会計年度任用職員は本公表の職員に含まれていません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。